

伊丹市規則第 39 号

伊丹市法定外予防接種による健康被害に対する救済措置に関する規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 19 日

伊丹市長 中田 慎也

伊丹市法定外予防接種による健康被害に対する救済措置に関する規則の一部を改正する規則（令和8年伊丹市規則第39号）

伊丹市法定外予防接種による健康被害に対する救済措置に関する規則（平成18年伊丹市規則第48号）の一部を次のように改正する。
次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p>（補償金額）</p> <p>第5条 第3条の規定による補償の額は、次に掲げる補償の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 前条第1項第1号に掲げる障害補償金（以下「障害補償金」という。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 令別表第2の等級1級 <u>48,000,000円</u></p> <p>イ 令別表第2の等級2級 <u>31,960,000円</u></p> <p>ウ 令別表第2の等級3級 <u>24,399,000円</u></p> <p>（2） 前条第1項第2号に掲げる死亡補償金（以下「死亡補償金」という。） <u>48,000,000円</u>。ただし、死亡した者が障害補償金の支給を受けたことがある場合は、死亡補償金の額から既に支給を受けた障害補償金の額を控除した額とする。</p>	<p>（補償金額）</p> <p>第5条 第3条の規定による補償の額は、次に掲げる補償の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 前条第1項第1号に掲げる障害補償金（以下「障害補償金」という。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 令別表第2の等級1級 <u>49,500,000円</u></p> <p>イ 令別表第2の等級2級 <u>32,960,000円</u></p> <p>ウ 令別表第2の等級3級 <u>25,163,000円</u></p> <p>（2） 前条第1項第2号に掲げる死亡補償金（以下「死亡補償金」という。） <u>49,500,000円</u>。ただし、死亡した者が障害補償金の支給を受けたことがある場合は、死亡補償金の額から既に支給を受けた障害補償金の額を控除した額とする。</p>

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第5条の規定は、令和8年4月1日以後に発生した健康被害による障害又は死亡に係る補償について適用し、同日前に発生した健康被害による障害又は死亡に係る補償については、なお従前の例による。